

北九州市告示第92号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第2項に規定する前面道路の幅員が12メートル未満である建築物の容積率について、同項第3号の規定により区域を指定し、当該前面道路の幅員のメートルの数値に乘じる数値を定めるので、次のとおり告示する。

平成29年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

1 区域

別図のとおり

2 数値

10分の8

3 指定年月日

平成29年3月28日

建築基準法第52条第2項第3号
の規定に基づき指定する区域



凡例

- 指定区域
- 指定道路

対象は指定区域内にある指定道路に面する敷地の建築物